

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先との対話を重視するとともに、相互の強みを尊重した協力関係を構築し、安定的かつ継続的な取引関係の維持・発展に取り組む。

b. IT 実装支援

デジタル化を進め、取引先の事務負担低減および業務効率化を行う。

d. グリーン化の取組

資源の有効活用や環境負荷の低減を意識し、取引先と連携した無駄の削減や省エネルギーの推進を通じて、環境配慮型の取引を進める。

e. 健康経営に関する取組

従業員が安全かつ健康に働く職場環境づくりを重視し、定期健康診断の受診促進や作業環境への配慮に取り組む。

f. BCP/事業継続

自然災害等の非常時においても取引を継続できるよう、取引先との連絡体制の整備や情報共有に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

有限会社 友江製糖所

企 業 名

代表取締役 友江昭人

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。